

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 ときわ会での障害者虐待問題等への市の対応について再び

質問要旨

社会福祉法人ときわ会での障害者虐待問題に対する市の対応について、本年 2 月 7 日に「通報者及び相談者と小平市がやりとりをした受電記録、対面記録、やり取りの内容のわかるもの。」として公文書公開請求がなされた。公開決定等の期間延長を経て 2 か月後の 4 月 8 日に一部公開されたが、通報された件数と差異があり、また問題を感じる対応もあるため、以下質問する。加えて、本年 3 月の一般質問で取り上げた、ときわ会内で特定政党等による署名活動がなされた疑いに関する調査状況も問う。なお、以下、通報・相談・届出受付票を受付票と言う。

1. 障害者虐待の通報・相談(以下、通報・相談と言う)を市が受けた際や、それ以降の対応に際して、市として作ることになっている文書は何か。また、それらの保存期間は。
2. 通報・相談の対応について、日付(一部時刻も含む)とともに対応の概要が箇条書きされている時系列のリストも今回公開された。このリスト自体には作成の日付がないが、どのようなタイミングで作成しているものか。
3. 通報・相談について、小平市社会福祉協議会から助言を受けてなされた令和 2 年 7 月の件、令和 4 年 12 月 26 日になされた 2 件のうち 1 件、令和 5 年 8 月 4 日になされた件について、公開された公文書に受付票や関連資料が見当たらない。また令和 5 年 11 月 27 日以降の通報・相談に関わる文書も見当たらない。なぜか。
4. 市が最終的に虐待あり判断をした令和 4 年 5 月 2 日に通報を受けた件は、通報からコア会議の開催まで 2 週間経過しており、対応が遅すぎるのではないか。また虐待ありを東京都へ報告する前に、法人へその旨を連絡しているが、これは市として通常の手順なのかも含めて、説明を求める。
5. 令和 4 年 5 月 9 日に受けた通報・相談に関し、公開された公文書に「虐待に該当しない可能性が高い」、「また相談があったときに対応する」といった中途半端な表現がみられる。虐待ありなしを確定しないこともあるのか。
6. 公開された公文書に「虐待について相談をした」と書かれているとおり、令和 4 年 10 月 6 日もしくは翌 7 日に市は通報・相談を受けた。しかしそこで受付票を作成せず、1 か月後の 11 月 10 日に行われた話し合いの際によく作成している。また報道もされたダニの被害について、市は同 12 月 12 日に面接で相談を受けているが受付票を作成せず、市側都合で設定された同 26 日の面談でようやく作成している。これらは正しい対応か。
7. 6 に記載の令和 4 年 10 月 6 日もしくは 7 日に受けた通報・相談に関し、市は受付票がない状況のもと、同 10 月 13 日に法人へ確認し、同 10 月 18 日に東村山市に率いられる形で安否確認をしている。受付票がない状況でこのような対応をしてもよいのか。
8. 令和 4 年 11 月 10 日に 2 件受けた通報・相談はいずれも受付票が作られている。しかしそのうち 1 件について、虐待ありなしの判断が不明だ。判断はしたか。したなら、なぜこの件だけ判断を公開していないのか。
9. 虐待通報への市の対応問題について、令和 5 年 1 月 24 日、同 2 月、同 5 月 11 日、同 11 月 27 日になされた通報者と担当課長やそのほか職員との電話及び面談のやり取り、及び同 2 月 1 日と 9 日に出された市長への手紙、同 4 月 9 日に出された課長への手紙に関する資料が、公開された公文書の中に一切見当たらない。なぜか。
10. 報道された虐待通報に関連した職員や利用者家族が虐待を発見した件数は 60 件以上に及ぶという。これだけの件数があれば対応の見落としもあるのではないか。市として通報者に見落としがないか確認する作業が必要と考えるが、そのようなことは行ったかを含めて見解は。
11. 本年 3 月に私が一般質問した、ときわ会内で特定の政党等による署名活動が複数回行われ、施設のサービスとは無関係の内容で政治活動にも該当する可能性がある件について、調査状況等はどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 5 月 22 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| | | | |